

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第5号 令和3年8月20日発行



盛岡地域成年後見制度養成講座、開講中です

今年度の「市民後見人養成講座」が6月23日からスタートしました。

「市民後見人」は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度の担い手として、各方面から大きな期待を寄せられています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度は、定員を30名として募集しました。受講を希望された方が30名を超え、全員を受け入れることが出来なく、抽選で受講者を決定させていただきました。現在、28名の方が受講中です。

講座は昨年度と同様、週1回、全9回（50単位）のプログラムで実施中です。

プログラムの具体的な内容は次のとおりです。

【養成講座プログラム】

- ・市民後見概論 ・対象者の理解 ・法定後見と任意後見
- ・権利擁護の理念 ・財産法 ・家族法
- ・高齢者及び障害者虐待防止法 ・障害者福祉制度
- ・介護保険制度 ・関係諸制度（税・年金・健康保険等）
- ・対人援助の基礎 ・申立手続き ・成年後見の実務
- ・施設実習 ・市民後見人像 ・事例検討 等

講師には、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士、行政書士の専門職の方々や家庭裁判所、盛岡市、年金事務所の職員の皆様に依頼しました。市民後見人として活動するための基礎的な知識や技術を習得していただく内容となっています。

受講者の皆さんには、毎回、その日の講座についての感想を提出していただいています。受講者の皆さんの関心の高さが窺われます。



【施設実習】

今年度は、「松園・緑が丘地域包括支援センター」様、「障がい福祉サービス事業所さわら園」様、「障がい福祉サービス事業所しいのみホームながはし園」様、「障がい福祉サービス事業所しいのみホームまえた」様のご協力をいただき、7月15日及び7月21日に実施することが出来ました。

受講者の皆さんからは、「改めてご本人の気持ちに寄り添い、支援していくことの大切さを学びました。」「職員さんの利用者さんに対する言葉かけが温かみがあり印象的でした。」「介護制度や障がい福祉サービスについてもっと勉強したいと思います。」等、たくさんの感想が寄せられました。

新型コロナウイルス感染拡大防止で大変な中、ご対応いただいた各施設の皆様に心から感謝申し上げます。



養成講座の
修了式は
8月26日です

紫波町議会すこやか町づくり常任委員会の皆さんが来所

7月8日(木)、紫波町議会すこやか町づくり常任委員会(委員長根水康博様)の皆さんが当センターの視察においでになりました。



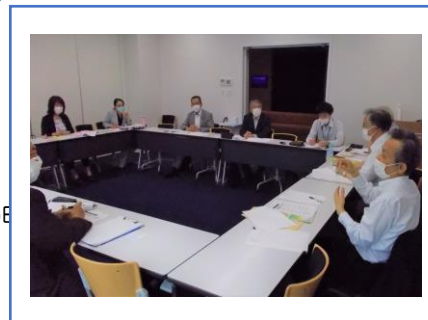
当センターからは、石橋理事長、高橋センター長、齊藤理事が出席し、次の事項について説明いたしました。

- ・成年後見制度創設の背景や仕組み(メリット・デメリット)
- ・後見人の職務内容
- ・成年後見制度の利用状況
- ・盛岡広域成年後見センターの役割
- ・成年後見相談の状況
- ・市民後見人の養成と受任状況 等



委員の皆さんからは、実際に成年後見制度の利用を必要としている方の割合や市民後見人の具体的な活動等について質問があり、意見交換を行いました。

また、当センターから、これまでの相談や活動を通じて、成年後見制度を進めるうえでの大きな課題と感じている、①「成年後見制度の申付に対する費用」や「後見人に対する報酬」の助成基準の緩和・予算の拡大、②「日常生活自立支援事業」の予算の拡大の2点について、お伝えいたしました。



こうした町議会議員の皆さんの来所は、はじめてのことでしたが大変よい時間を共有できました。ありがとうございました。

「成年後見制度と日常生活自立支援事業に係る情報交換会」に出席

7月8日(木)、岩手県銀行協会が開催した標記の会議に出席しました。お伺いしたところ、地方の銀行協会がこのような会議を主催するという事は、全国初とのことでした。

会議には、盛岡地域の16金融機関をはじめ、岩手県、岩手県社会福祉協議会が出席されました。

会議では、はじめに今年2月に全国銀行協会が公表した「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」についての解説がありました。それによりますと、認知症等により判断能力が低下した本人との金融取引について、親族等による無権代理取引は、成年後見制度を利用していない場合、限定的に対応するとのこと、関係機関における理解、協力をお願いしたいとのことでした。

参加した各金融機関からは、現状における対応状況についての説明がありました。岩手県からは、成年後見制度についての説明と県内の動き、岩手県社会福祉協議会からは、日常生活自立支援事業の現状と課題について報告がありました。

当センターからは、活動内容や関係機関との連携が必要な相談が増えていることについてお伝えしました。金融機関を通じた相談が増えてきている中、成年後見制度についての有意義な情報交換ができました。



相談状況 ～令和2年度から現在までの状況～

令和2年度は、昨年4月20日に開所後の約11か月で400件の相談を受けました。

令和3年度は、7月末現在で既に216件の相談が寄せられており、相談が急増している状況にあります。

当初は、制度内容に関する相談が大半を占めていましたが、このところ、具体的な申立てについての相談が増えてきています。

同時に様々な課題を抱えて、相談に見えられる方も少なくなく、関係機関の皆様との連携がより一層重要になってきていることを実感しています。



相談件数	相談形態				主な相談内容					相談者の住所					
	電話	来所	訪問	その他	財産管理	身上監護	申立手続	制度内容	その他	盛岡市	滝沢市	雫石町	紫波町	矢巾町	その他
R2年度 (4月～3月) 400件	256	128	7	9	11	3	127	180	79	285	53	9	17	8	28
R3年度 (7月末現在) 216件	107	88	17	4	1	4	81	115	15	141	13	9	24	7	22

※相談者の住所のその他は、5市町を除く県内や県外からの相談や匿名となっています。

主な相談者や対象者について

- 相談者で多いのは、家族や親族です。全体の7割近くを占めています。次いで多いのは、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障がい者相談支援事業等、地域の身近な相談機関からの相談です。今年度に入り、精神科病院からの相談も増えています。また、元気なうちにとのことで、本人からの相談もあります。
- 相談対象者は、高齢者が多く、やはり全体の7割近くを占めています。次いで、精神障がい者、知的障がい者となっています。

申立書類一式を備付け、申立の支援を行っています

- 当センターでは、申立書類一式を備え付けており、申立書をご自分で作成する意向の相談者には、書類一式をお渡し、申立の流れや記入の仕方、添付資料の準備等について説明しています。多くの皆さんが準備する書類の量に驚かれますが、何度か来所され、書類を整えていっています。



当センターとして大事にしていること

- 今年度、自宅や病院、施設への訪問相談が既に17件となっており、昨年度に比較し、大きく増えています。
- 成年後見制度の利用を必要とする本人の発見から相談、申立事務がスムーズにつながるよう、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、病院等、地域の様々な機関と連携しながら対応していきたいと考えています。
- そして、常に「丁寧」に、「相手の立場にたって」を大切にしたいと考えています。



今後の盛岡広域成年後見センターの業務予定



8月31日(火) 市民後見人情報交換会

現在、11名の方が市民後見人として活動しています。日頃の活動について、悩みや課題を共有し合い、今後のよりよい活動に向けての情報交換会を行います。

9月3日(金) 盛岡広域成年後見専門職連絡会議

成年後見制度が「利用しやすく、利用してよかった」と受け止めてもらえる仕組みづくりを進めるため、今年度、新たな試みとして専門職の方々の情報の共有化を図ることを目的に会議を開催します。

9月30日(木) 市民後見人養成定期研修

市民後見人養成講座を修了し、市民後見人名簿に登録されている方を対象に、後見人として活動する際に役立つ、実践的な研修会を開催します。

10月2日(土) 市民向け講演会

矢巾町の田園ホールにおいて、成年後見制度についてわかりやくお伝えする講演会を開催します。
※詳しい内容及び参加の申し込みについては、おってお知らせします。

【今後の新型コロナウイルス感染状況によりましては、予定が変更となる可能性がありますことをご了承いただきますようお願いいたします。】

成年後見制度の相談について

来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前にご予約をお願いします

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安があるなど、お気軽にご相談ください。

- 相談方法
- ① 電話相談
 - ② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）
 - ③ 出前相談（来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。）

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで
電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。

窓口訪問
御礼

5月から6月にかけて5市町をはじめ、地域の窓口となっている関係機関や医療機関を訪問しました。当センターの令和2年度の活動や令和3年度の事業予定などを説明させていただくとともに、今後の連携に繋がる情報交換もさせていただき、大変有意義な時間を持つことができました。

大変お忙しい中、対応いただいた各機関の皆様にご改めて御礼申し上げます。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

